

登記基準点認定規程

(目的)

第1条 この規程は、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号、以下「規則」という。）第10条第3項に規定する「基本三角点等」として取り扱うことができる登記基準点の精度等を定めることにより、不動産表示登記制度の基盤となる地図整備に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語並びにその定義は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 登記基準点 土地家屋調査士、土地家屋調査士法人又は公共嘱託登記土地家屋調査士協会が登記の申請手続をするに際し、一筆地測量の与点として使用するために設置した点及び次号の点をいう。
- (2) 認定登記基準点 日本土地家屋調査士会連合会により、規則第10条第3項に規定する「基本三角点等」として取り扱うことができるものとして認定された基準点をいう。
- (3) 調査士等 土地家屋調査士、土地家屋調査士法人又は公共嘱託登記土地家屋調査士協会をいう。
- (4) 申請者 認定登記基準点の認定の申請をするものをいう。

(認定の申請)

第3条 認定登記基準点の認定の申請は、申請者が申請する基準点の存する地を管轄する法務局又は地方法務局内に設立された土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）を經由して、日本土地家屋調査士会連合会登記基準点評価委員会（以下「評価委員会」という。）に登記基準点認定申請書（以下「認定申請書」という。）を提出しなければならない。

- 2 認定申請書には、登記基準点測量作業規程及び同運用基準に定める成果等を添付しなければならない。

(認定申請に関する調査等)

第4条 調査士会は、認定申請書を受け取ったときは、認定申請書類の存否等を確認し、評価委員会に送付しなければならない。

(検定)

第5条 評価委員会は、認定申請書が提出されたときは、登記基準点測量の成果の検定を検定機関に委託し、その精度を確認しなければならない。ただし、成果の精度が評価委員会において事前に確認できる場合にはこの限りではない。

(通知)

第6条 評価委員会は、認定申請書に記載された基準点を認定登記基準点として認定又は不認定としたときは、第3条の調査士会を經由し、申請者にその旨を通知するものとする。

- 2 評価委員会は、認定申請書に記載された基準点を認定登記基準点として認定したときは、法務省に通知するものとする。

(成果の登録)

第7条 評価委員会は、認定した認定登記基準点の成果を登録するものとする。

- 2 前条第1項の調査士会は、認定の通知を記録するものとする。

(成果の公開)

第8条 評価委員会は、認定登記基準点の成果を公開するものとする。

附 則

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則（付録 様式第1）

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

付録 登記基準点認定規程

標準様式集

登記基準点認定申請書				
平成 年 月 日				
日本土地家屋調査士会連合会 登記基準点評価委員会 殿				
登記基準点認定規程第 3 条第 1 項の規定により登記基準点の認定について、下記のとおり申請します。				
申請者	住所			
	氏名	印		
	TEL		FAX	
	主任技術者		土地家屋調査士 登録番号	
	成果の内容 に関する 連絡先	主任技術者 住 所 電 話 携帯電話		
認定申請 する登記 基準点	作業名			
	地区名			
	基準点の種 別	1 級登記基準点	2 級登記基準点	3 級登記基準点 4 級登記基準点
	数量			
	作業規程の 名称	登記基準点測量作業規程 その他 ()		
	提出書類			
土地家屋 調査士会	上記のとおり確認した。平成 年 月 日			
	土地家屋調査士会 会長 印			

登記基準点認定結果通知書					
平成 年 月 日					
殿					
<p>登記基準点認定規程第 6 条第 1 項の規定により登記基準点の認定結果について、下記のとおり通知します。</p>					
申請のあった登記基準点	作業名				
	地区名				
	基準点の種別	1 級登記基準点	2 級登記基準点	3 級登記基準点	4 級登記基準点
	数量				
	作業規程の名称	登記基準点測量作業規程 その他（ ）			
	提出書類				
<p>認定</p> <p>上記のとおり申請のあった登記基準点を とした。</p> <p>不認定</p>					
<p>日本土地家屋調査士会連合会</p> <p>登記基準点評価委員会 印</p>					

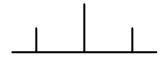
登記基準点成果表 その 1

世界測地系
調整 年 月 日

登 記 基 準 点 成 果 表 (系) <hr style="width: 80%; margin: 0 auto;"/>						
B				X		
L				Y		
N				H	ジオイド高 柱石長	
視準点の名称		平均方向角		距 離		備 考
				縮尺係数		
				真 数		
				m		
埋標形式	地 上	地 中	屋 上	標 識 番 号	標 石 金 属 標	

用紙の大きさはA4判とする。

登記基準点の記



ふりがな 点名				図名
選点番号	第 号	設置区分	(保護石 個)	
標識番号	第 号	柱石長		
所在地				
				地目
所有者				
選点	年 月 日	選点者		
設置	年 月 日	設置者		
観測	年 月 日	観測者		
自動車到達地点				
歩道状況				
徒歩時間(距離)				
点周囲の状況				
履歴(1)				
履歴(2)				
備考				アンテナ高 m
要図 縮尺: 1/				

用紙の大きさはA4判とする。

登記基準点の記



路線番号	点 番 号	標 識 の 種 類	路線番号	点 番 号	標 識 の 種 類
		木杭、石杭、鋸、刻み			木杭、石杭、鋸、刻み
所在地			所在地		
要 図			要 図		
路線番号	点 番 号	標 識 の 種 類	路線番号	点 番 号	標 識 の 種 類
		木杭、石杭、鋸、刻み			木杭、石杭、鋸、刻み
所在地			所在地		
要 図			要 図		

用紙の大きさはA4判とする。

建 標 承 諾 書

平成 年 月 日

殿

所有者 住所
 管理者 氏名

印

登 記 基 準 点	等 級	名 称	標識番号
	級		

所在地	都道府県	市 郡	町 村	大 字	字	番 地	俗 称	地 目

上記 地内に 級 点の標識を
 設置することを標諾する。

用紙の大きさはA4判とする。

- 注 1. この標識は○ ○で設置したもので各種測量の基準となる重要な標識でありますから、動かし
 たり、破損したり、しないようご注意ください。
2. 不要の文字は抹消すること。

登記基準点測量精度管理表 その1

作業名		地区名		計画者		作業者		協会又は法人	㊞
目的		期間		作業量		土地家屋調査士		㊞	

路線番号	測点番号	路線長	内角数	辺数	点検計算				偏心	再測数	厳密網平均計算				摘要
					水平位置		標高				単位重量の標準偏差	許容範囲	高低角の標準偏差	許容範囲	
					閉合差	許容範囲	閉合差	許容範囲							
										再測率					

点検測量									
測点番号	距離			水平角			鉛直角		
	点検値	採用値	較差	点検値	採用値	較差	点検値	採用値	較差

主要機器名称及び番号		
永久標識の種別等		
種別	数量	埋設様式
特記事項		

用紙の大きさはA4判とする。

登記基準点測量精度管理表 その 1 - 2

作業名		地区名		計画者		作業者		協会又は法人	㊟
目的		期間		作業量		土地家屋調査士		㊟	

路線番号	測点番号	路線長	内角数	辺数	点検計算				偏心	再測数	厳密網平均計算				摘要
					水平位置		標高				新点位置の標準偏差 (m)				
					閉合差	許容範囲	閉合差	許容範囲			点番号	水平	許容範囲	標高	許容範囲

点検測量									
測点番号	距離			水平角			鉛直角		
	点検値	採用値	較差	点検値	採用値	較差	点検値	採用値	較差

主要機器名称及び番号		
永久標識の種別等		
種別	数量	埋設様式
特記事項		

用紙の大きさはA4判とする。

登記基準点測量精度管理表 その2

作業名		地区名		計画者		作業者		協会又は法人	㊟
目的		期間		作業量		土地家屋調査士		㊟	

基線解析辺			仮定三次元網平均						三次元網平均計算	
測点名		辺長 (斜距離)	ΔX 又は方位角		ΔY 又は斜距離		ΔZ 又は楕円体比高		斜距離の偏差	
自：	至：		偏差	許容範囲	偏差	許容範囲	偏差	許容範囲	偏差	許容範囲

主要機器名称及び番号		
永久標識の種別等		
種別	数量	埋設様式

新点位置の標準偏差				
新点名	水平位置		標高	
	標準偏差	許容範囲	標準偏差	許容範囲

点検測量						
セ ン シ ヨ ン 番 号	測点名		点検値 (ΔX, ΔY, ΔZ)	採用値 (ΔX, ΔY, ΔZ)	較差 (dN, dE, dU)	許容範囲
	自：	至：				

特記事項

用紙の大きさはA4判とする。